2　競争参加資格　次の⑴から⑮に掲げる条件をすべて満たしていること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について、管工事の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、本部長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査により管工事の再認定を受けていること。）また、客観点数が1,100点以上の単独企業又は客観点数が1,100点以上の代表者と代表者以外の構成員の客観点数が1,050点以上からなる特定建設工事共同企業体とする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から上記１⑶に示した工事（以下「本工事」という。）の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑸　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑹　当機構東日本賃貸住宅本部（旧東日本支社及び所管事務所を含む。）発注工事の工事成績について、申請書及び資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑺　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種について、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑻　次の①又は②に掲げる条件を満たす者とする。

①　単独申し込みの場合は、平成10年４月１日以降、上記に示す掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませた本工事と同種工事の施工実績を有する者であること。なおその時の同種工事とは、鉄骨造・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積9,000㎡以上の屋内スポーツ施設（体育館、武道館、屋内プール又は屋内競技場等）単独又は屋内スポーツ施設を核とした複合施設の新築に係る空気調和設備又は給排水衛生設備工事をいう。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）。

②　共同申し込みの場合は、次のイ及びロに掲げる条件を満たす者とする。

イ　共同企業体の代表者は、上記２⑻①の条件を満たす者とする。

ロ　共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる条件を満たす者とする。

平成10年４月１日以降、上記に示す掲示日の前日までの期間に、元請として完成後引渡しを済ませた本工事と同種工事の施工実績を有する者であること。なおその時の同種工事とは、鉄骨造・鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の屋内スポーツ施設（体育館、武道館、屋内プール又は屋内競技場等）単独又は屋内スポーツ施設を核とした複合施設の新築に係る空気調和設備又は給排水衛生設備工事をいう。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が30％以上（２社）、20％以上（３社）の場合のものに限る。）。

⑼　施工体制に関し、次の要件を備えていること。

①　会社として、「かし処理体制」が整備されていること。

②　施工に当たって、会社の施工部門と品質管理部門（監理技術者の資格を有する者が担当すること。）がそれぞれ独立した体制をとることができること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できること。（共同申し込みの場合は、特定建設工事共同企業体の全ての構成員が配置できること。）

①　本工事に対応する建設業法の許可業種（管工事業）に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者であること。

②　単独申し込み又は共同企業体の代表者は、平成10年４月１日以降、上記に示す掲示日の前日までの期間に、元請として上記２⑻①に掲げる同種工事において、現場従事経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者は、競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは申請書及び資料の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

⑾　平成23年４月１日以降に当機構東日本地区で発注した工事種別「管」において、調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）については、次の条件を満たしていること。

①　当機構東日本地区で発注した工事種別「管」において調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中のものではないこと。

②　当機構東日本地区で発注した工事種別「管」において調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

⑿　低入札価格調査対象となった場合には、上記２⑽に掲げる基準を満たす専任の技術者を１名以上追加配置できること。（共同申し込みの場合は、共同企業体として技術者を１名以上追加配置するものとし、代表者以外の構成員が技術者の追加配置をする場合は、２⑽②も満足するものとする。）なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

⒀　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」、を参照のこと。）。

⒁　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

①　「本工事に係る設計業務等の受託者」とは次に掲げる者である。

株式会社日本設計

②　「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のイ又はロに該当する者である。

イ　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

ロ　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

⒂　共同企業体の構成基準　共同企業体の構成は、上記２⑴から⒁までの項目及び次に掲げる基準を満たすこと。

①　構成員の数及び組合せ　当機構東日本地区における平成25・26年度の一般競争参加資格について、管工事の認定を受けており、客観点数が1,100点以上の代表者と代表者以外の構成員の客観点数が1,050点以上の者からなる特定建設工事共同企業体とする。また、組合せは２又は３社とする。

②　出資比率　各構成員の出資比率は30％以上（２社）、20％以上（３社）であること。

③　代表者要件　代表者は、各構成員のうち、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が最大であること。

④　認定資格の有効期間　認定の日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3　入札手続等

⑴　担当支社等　〒163―1382 東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー19階）　独立行政法人都市再生機構　東日本賃貸住宅本部　総務部　経理チーム　電話03―5323―2800